

報告事項No. 2

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日局名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	5. 4. 11	円 195,442	川崎区在住者	令和4年11月8日、中原区中丸子1187番地45先路上で、本市職員運転の自転車が、右折しようとした際、右後方から走行してきた被害者所有の自転車と接触し、被害者を負傷させ、及び当該自転車等を破損させたもの